

(非公式訳)

投資委員会布告

第 5/2564 号

件名：投資促進措置

仏暦 2557 年(2014 年)12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号、件名：投資奨励政策
および基準に引き続き、

タイ経済の回復に影響を与えるためにターゲット産業における大型プロジェクトの
国内への投資が迅速に行われるよう促進するため、投資委員会は仏暦 2520 年(1977 年)投資奨励法
第 16 条、第 18 条、および第 35 条の権限に基づき、以下のように発布する。

第 1 項 全ての県を投資奨励区とする。

第 2 項 条件

2.1 グループ A1、A2 および A3 に該当する事業であること。ただし、次の業
種は除く。

(1) 航空輸送事業、海上輸送事業など事業所のない業種

(2) 南部国境地域および特別経済開発区のみ立地するという条件がある

業種

2.2 各投資奨励措置により合計 8 年間を超えない法人所得税免除恩典が付与
されたプロジェクトであること。

2.3 奨励証書発給日より 12 カ月以内に 10 億バーツ以上の投資（土地代およ
び運転資金を除く）を実施すること。

2.4 奨励受理回答期限および奨励証書発給証拠提出期限の延長は認められな
い。ただし、機械輸入期限および操業開始期限の延長は検討の余地がある。

2.5 追加恩典を申請するために奨励証書発給日より 18 カ月以内に事務局が指
定する書式を用いて、投資実施済みの証拠を提出すること。尚、本投資促進措置に基づく追加恩典
申請日時時点で法人税免除期間および法人税免除金額枠が残っていないなければならない。

第 3 項 追加恩典

法人所得税免除期間満了後に投資による純利益を対象とし、さらに 5 年間に
わたり法人所得税を通常税率の 50%で減税する。

第 4 項 本布告は仏暦 2564 年（2021 年）1 月 4 日から仏暦 2564 年（2021 年）の最
終営業日までの間に奨励申請書を申請するプロジェクトに適用する。

第5項 全投資規模プロジェクトを対象として本措置に基づく追加恩典を申請するためのプロジェクトの改定の認可・不認可、および必要に応じて追加恩典を申請するための投資実
際済みの証拠提出期限延長の検討について代行として行動する事務局に委任する。

尚、仏暦 2564年 (2021年) 1月4日より有効とする。

発布日：仏暦 2564年 (2021年) 3月19日

陸軍大将 プラユット・チャンオーチャー

(プラユット・チャンオーチャー)

首相

投資委員会委員長